

◆新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">埼玉県測量作業共通仕様書</p> <p>P47 第3条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは技術管理者が測量業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>P49 第9条 担当技術者 1 受注者は、(略)。 なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県測量作業共通仕様書</p> <p>P47 第3条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日(以下、「休日等」という。))を除く)以内に測量業務に着手しなければならない。 この場合において、着手とは技術管理者が測量業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>P49 第9条 担当技術者 1 受注者は、(略)。 なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、原則3名までとする。</p> <p>(以下、略)</p>

改正前	改正後
<p>P49</p> <p>第10条 提出書類 (中略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督員の確認を受けた上、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）閉庁日を除き10日以内に、訂正時は速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>P49</p> <p>第10条 提出書類 (中略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は速やかに、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書及び技術管理者等通知書に示した技術者とする。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>P50</p> <p>第12条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>P50</p> <p>第12条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>P52</p> <p>第16条 土地への立ち入り等 (中略)</p> <p>4 (略)</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>P52</p> <p>第16条 土地への立ち入り等 (中略)</p> <p>4 (略)</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>P57</p> <p>第28条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>P57</p> <p>第28条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>P60</p> <p>第32条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>P60</p> <p>第32条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>（以下、略）</p>